

長期議会の階級構成 (II)

浜 林 正 夫

(補 足 と 修 正)

はじめに前号の分析に、若干の補足と修正を加えておきたい。

前号の63ページで、私は、長期議会の議員の階層別職業別分類にかんするキーラーの表を転載しておいたが、そこでのべたように、1人1人の議員をどのグループへ入れるかはきわめて不明確な場合が多いので、キーラーの分類に正確に従うことは不可能であつた。しかしその後キーラーからの私信によつて彼女の分類をほぼ確認することができたので、これをペニントンの党派別分類と対応せしめることが可能になつた。そこで先の表を補足して、階層別職業別分類と党派別分類との関連を表示すると、次のようになる。⁽¹⁾

職 業	出 身 階 層		貴 族 の 子	準 男 爵 ・ ナ イ ト ・ ジ ェ ン ト リ の 子	僧 侶 の 子	医 師 の 子	法 律 家 の 子	廷 臣 ・ 官 吏 の 子	商 工 業 者 の 子	ヨ ー マ ン の 子	船 員 の 子	音 楽 師 の 子	党 派 別 計	計
	党	派												
代 理 人 管 理 人	国王派			4						1			5	13
	長老派			5					2				7	
	独立派							1					1	
軍 人	国王派		2	6									8	9
	長老派			1									1	
	独立派												0	

(1) 前号54ページでのべたように、本稿であつかつては、議員の数は、キーラーのそれより8名少ない。したがつてこの表では、職業欄の僧侶、廷臣、法律家、官吏、不明、というところの計が、それぞれ1, 1, 1, 4, 1名だけ少なくなつてゐる。また出身階層欄では、準男爵とナイトやジェントリを区別しえないことが多く、さらに父の職業が明記されていない時には、これを「不明」とするか「ジェントリ」とするかは、しばしば判断に苦しむので、これらの三つをあわせざるをえなかつた。なお前号63ページの表のなかで「ジェントリ」欄の「法律家の子」のところ、19名となつてゐるのは、14名の誤りであつたので、訂正しておきたい。

職業	出身階層 党派	貴族の子	準男爵・ナイト・ ジェントリの子	僧侶の子	医師の子	法律家の子	廷臣・官吏の子	商工業者の子	ヨーマンの子	船員の子	音楽師の子	党派別計	計
		國王派 長老派 独立派	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	國王派 長老派 独立派 不明	
僧侶			1									1 1	2
廷臣		4	12				2	1				19 0 2	21
ジェントリ		23 14 4	106 105 37 9			4 8 2	5 6 2	1 7				139 140 45 9	333
法律家		1(?)	26 17 15 1	1 1		1 4 2	3			1		32 23 17 1	73
海軍軍人										1		0 1 0	1
医師					1							1 0 0	1
官吏			6 3 3 1				3 1 2 1	1		1		11 5 5 2	23
町の「法律家」								3 1 1				0 3 1 1	5
商工業者			3 14 6 1			1		10 9 7		1		14 24 16 1	55

不 明	国王派		1									1	3
	長老派		1									1	
	独立派		1									1	
党 派 別 計	国王派	30	164	2	1	6	13	13	1	0	1	231	
	長老派	14	147	1	0	12	7	21	2	2	0	206	
	独立派	4	64	1	0	4	5	8	2	0	0	88	
	不 明	0	12	0	0	0	1	1	0	0	0	14	
計		47	387	4	1	22	26	43	5	2	1	539	

つぎに、前号の69~71ページにかかげた商工業者の地方別分類および家系の分類は、商工業者のグループにふくまれると私が推測したものと、キーラーの分類とに若干のくいちがいがあつたので、修正を必要とするにいたつた。キーラーの分類にしたがつてこれを地方別家系別に再分すれば、次のとおりである。

	国王派	長老派	独立派	不 明	計
ロンドン選出	0	3	2	0	5
ロンドン出身で他の 地方から選出された もの	0	7	1	0	8
地 方 選 出					
北 部	1	0	5	0	6
東 部	0	4	2	0	6
中 部	1	1	2	1	5
西 部	2	3	0	0	5
南 東 部	0	3	1	0	4
南 西 部	10	3	3	0	16
計	14	24	16	1	55

以上の修正が、しかしながら、前号でしめした分析の結論をいささかも変えるものでないことは、明らかである。

つぎに家系については、なお多く推測によらざるをえないのであるが、次のような結果がえられるであろう。

	国王派	長老派	独立派	不 明	計
ジェントリの子	3	14	6	1	24
僧 侶 の 子	0	0	1	0	1
法 律 家 の 子	1	0	0	0	1
商 工 業 者 の 子	10	9	7	0	26

ヨーマンの子	0	0	2	0	2
船員の子	0	1	0	0	1
計	14	24	16	1	55

VのII 法律家 (Lawyers)

一般的にいつて、法律家の政治的立場には、二つの側面が推定されるであらう。その一つは、彼らがイギリスの伝統的なコモン・ローのよう護者として、国王大権や教会法による絶対主義の攻撃に抵抗したということであり、E・クックから J・エリオットをへて J・ピムや J・セルドンにうけつがれているこの立場は、イギリス革命前の、1620~30年代の、議会派の基本線であつた、といつてよいであらう。しかし彼らの抵抗がいかにはげしいものであつたにしろ、その抵抗のよりどころがコモン・ローであつたかぎり、彼らの立場は本質的には保守的である。クックによれば、コモン・ローは神聖不可侵の基本法であつて、何人もこれを変えることはできないのであり、議会は何よりもこの法にしたがつて行動する法廷にほかならない、とされる⁽¹⁾。法および議会にかんするこのような考え方は、理論的にも実践的にも、やがて克服されてゆくのであるが、しかし彼らの立場から真に革命的な主張はついに生れえない。共和派やレヴェラーズによつて、法律家が僧侶とならんで、いかにはげしい非難をあびているか、を想起すれば、彼らの立場が結局どのようなものにとどまつたかが、容易に理解されるであらう。

以上のような一般的な推定にもとずいて、法律家の党派別を予測してみると、初期においてはその多くが議会派であり、のちになつて、かなりの部分が国王派へうつり、議会派に残つたものもその穏健派にとどまつたのではなからうかと、一応は考えられる。キーラーが「74人の法律家は、その3分の2は、議会の初期には改革派であつたのだが、内戦がはじまつたときには、ほぼ平等に両派へ分れて⁽²⁾いた」といつているのも、この予測を裏づけるようである。

(1) of. J. W. Allen · English Political Thought, 1603—1660, vol. I, 1603—1644 (1938) pp. 35—36, 井上茂：「ホブスからロックへ」(日本法哲学会編：「法思想の潮流」昭和27年所収)

(2) M. F. Keeler : op. cit., p. 22

しかし、この「内戦がはじまつたときに、ほぼ平等に両派へ分れ」た法律家の国王派と議会派との間に、何かいちじるしい差異を見出すことは、きわめて困難である。ペニントンは「コモン・ローと国王大権との争いは1642年までに終つており、法律家たちは……自由にその立場を選んだ⁽³⁾」といい、法律家の党派分裂を全く個人的な問題へ解消しようとしているが、この次元においては、ペニントンの主張を批判することは、不可能であるといわざるをえない。一応、法律家をいろいろな角度から分類してみると、次の如くである。

まず、選出・出身地方別に分類してみる。

		国王派	長老派	独立派	不明	計
北	部	2	2	3	0	7
東	部	3	2	2 (3)	0	7 (8)
中	部	5 (6)	3 (2)	3 (4)	0	11 (12)
西	部	5 (6)	3 (4)	1	0	9 (11)
南	東部	3 (2)	5 (7)	2	1	11 (12)
南	西部	14 (13)	8 (6)	6 (4)	0	28 (23)
	計	32	23	17	1	73

かつた内は「よそもの」をその出身地へもどした数字であるが、いずれにして、ここでも国王派は北西部に多く、議会派は南東部に多い、という一般的傾向は、やはりあらわれているといえよう。ただしこの傾向は、議員全体の場合や商工業者の場合にくらべて、少し弱いように思われる。

次に、これらの法律家の出身学院別の分類を、明らかにしうるかぎり、つくってみると、次表のようになる。

	国王派	長老派	独立派	不明	計
Gray's Inn	5	6	2	0	13
Middle Temple	15	9	5	1	30
Lincoln's Inn	4	4	4	0	12
Inner Temple	6	3	4	0	13

リンカーズ・インは「ピューリタンたちの隠れ場所」とよばれたといわれるが⁽⁴⁾、この表では議会派の比率がやや多い程度であり、またミドル・テムプルに南部出身者が多く、グレーズ・インに北部出身者が多いというような、地方差

(3) D. H. Pennington : op. cit., p. 5.

(4) M. F. Kceler : op. cit., p. 27.

⁽⁵⁾も、この表にはあらわれていないようである。

法律家の多くは法廷弁護士 (barrister) であるが、そのほかにかなり多くのものが市裁判所判事 (recorder) の職をもち、また若干のものはその他の官職についているのであるが、こういう職務が彼らの政治的立場と関連していないかどうか、も検討してみる必要があるであろう。

まず市裁判所判事についてみてみよう。ペニンントンによると、市裁判所判事は27名あり、そのうち国王派が17名であつたとされているが、これは1640年以後に判事に就任したものもふくんでおり、その全部を確認することはできない。キーラーは「少くとも22の自治市がその市裁判所判事を長期議会へおくつた⁽⁷⁾」といつているが、私がキーラーの書物から選びだすことができたのは、21名である。この21名を党派別に分けてみると、国王派8、長老派4、独立派9で、独立派に比較的多いのであるが、このことが何か意味をもっているのかどうか、私には明らかでない。

次に、それ以外の官職保有者を見てみると、これは明らかに国王派に多く8名を数え、長老派と独立派にはそれぞれ2名づつを数えるにすぎない。しかしこれは法律家の総数に比して少数なので、あまり大きな意味をもちえないであろう。

最後に、家系について大よその推測にもとずいて分類してみると、次のようになる。

	国王派	長老派	独立派	不明	計
準男爵の子	0	1	1	0	2
ジェントリの子	26	16	14	1	57 ⁽⁸⁾
僧侶の子	1	1	0	0	2
法律家の子	1	4	2	0	7
廷臣・官吏の子	3	0	0	0	3
ヨーマンの子	0	1	0	0	1
不明	1	0	0	0	1
計	32	23	17	1	73

(5) D. H. Pennington : op. cit., p. 6.

(6) *ibid.*, p. 5.

(7) M. F. Keeler : op. cit., p. 20.

(8) キーラーの表(前号63ページ)では、貴族の子が1人あることになっているが、確認しえない。このジェントリの子57名中にふくまれていると思われる。

この家系の表でも、どの党派についてもジェントリ出身者が圧倒的に多いので、何らかの特徴を指摘することは困難である。そしてこのことは、法律家内の党派対立が、むしろ彼らがジェントリとしてもっている性格に、より多く影響されているということを示唆しているといつてよいであろう。

VのⅢ 少数の職業グループ

医師1名は S. Turner で、祖父の代からの医師であり、宮廷の侍医をつとめていた。

海軍軍人1名は W. Rainborow で、父も船乗りであり、またその子の Thomas は1646年補欠議員として議会にはいり、のちレヴェラーズの指導者の1人となった。

僧侶2名は T. Eden と G. Parry であるが、前者はエセックスのジェントリの末子で Ely の僧正管区法官 (chancellor of diocese) をつとめ、議会派にぞくした。後者はウースター僧正の子で Exeter の僧正管区法官をつとめ、国王派にぞくした。

町の「法律家」5名は、W. Cage, J. Franklin, J. Lister, M. Noble, T. Pury で、全部商工業者の子であり、1640年12月に死亡したリスターを除いて、全部議会派である。

軍人9名は、J. Meyrick をのぞいてすべて国王派である。そのうちには貴族の相続人2名もふくまれ、いずれも宮廷との関係がふかい。Meyrick を議会派へ結びつけたのは、おそらくエセックス伯との個人的な接触であろう。

代理人・管理人13名については、キーラーがいつているように、彼ら自身の階級性よりも、その主人の政治的立場が決定的である。この13名のうちには、国王派にぞくしたものが5名あるが、この5名は Sir W. Craven, Seymour 家リンカーン僧正, Dorset 伯, Lenox 公にそれぞれ仕えている。これに対し、長老派の7名は、そのうち4名までが Northumberland 伯に仕え、1名が Holland 伯, 1名が Mohun 卿に仕え、1名が不明であり、独立派の1名は自らも独立派であつた Pembroke 伯に仕えている。だからここでの問題はむしろ、貴族のなかにも議会派がかなり見出されるのは何故か、ということにむけられ

なければならぬであろう。

廷臣21名は、J. Hippisley と H. Mildmay を除いて、すべて国王派で、そのうちには貴族の子弟4名もふくまれている。廷臣のうち2人の議会派——しかも独立派——がふくまれているのはやや奇妙であるが、その1人 J. Hippisley は Northumberland 伯との関係から議会派へぞくしたらしく、もう1人の H. Mildmay は ペニントンによつて「もつとも悪いタイプの貪慾な悪漢」といわれており、⁽¹⁾ 革命を喰いものにする山師であつたらしい。

最後に官吏の23名は、国王派11名、長老派5名、独立派5名、党派不明2名である。官吏の約半数が議会派にぞくしたことは、やや意外の感を与えるが、独立派の5名のうち3名は、独占事業に加わつていた C. Holland, J. Trevor, L. Whitaker ⁽²⁾ で、ほかの2名は Vane 父子であり、⁽³⁾ 長老派の5名のうち2名 (J. Harvey と J. Pym) は、官吏とはいつても地方の歳入管理官 (receiver-general) であり、他の1名 (T. Roe) は外国駐在大使で、残りの2名は財務府 (Exchequer) の役人である。これに対して国王派の11名は、関税請負官 (custom farmer) や式部官 (household marshal) や国璽係 (clerk of signet) など、国王に接近した職務のものが多いようである。父の職業と党派別との関係については別表のとおりであるが、この関係はあまり重要な意味をもつとは考えられない。

V の IV ジェントリ

ここでジェントルマンというのは、準男爵 (baronet)、ナイト、イスクワイアをふくむ広い概念であつて、議員総数の約60パーセントをしめ、国王派の約60パーセント、長老派の約68パーセント、独立派の約50パーセントをしめている。

これらをまず地方別に分類すると、次のとおりである。

(1) D. H. Pennington : op. cit., p. 126. キーラーはもつとつつましやかに、彼が「環境に適應する能力」をもつていた、と書いている。M. F. Keeler : op. cit., p. 274.

(2) 前号65ページ参照。

(3) ヴェーン父子は革命期の興味ふかい人物であるが、私はまだ十分に分析しえない。リンゼイは、父ヴェーンが国王側近でありながら、子ヴェーンにひきずられて議会派へ接近したという通説に批判的であり、むしろ父ヴェーンをオポチュニストとみている。cf. J. Lindsay : Civil War in England (1954) pp. 52, 61.

	国王派	長老派	独立派	不明	計
北 部	26 (28)	9 (8)	4	0	39
東 部	7	29 (26)	6	0	42
中 部	21 (24)	27 (28)	10	2	60
西 部	28	9 (10)	3 (4)	1	41
南 東 部	15 (14)	32 (36)	15 (14)	4	66
南 西 部	42 (38)	34 (32)	7	2	85
計	139	140	45	9	333

かつこ内は「よそもの」を調整した数であるが、ここでも調整による変化はほとんどみられないといつてよい。二大地方別にしてみると、北西部では国王派96名(94名)に対し議会派66名(65名)で、その比は59:41であり、南東部では国王派43名(45名)に対し議会派119名(120名)で、その比は27:73となり、国王派が北西部に多いという一般的傾向は、ここでは全体よりやや強くあらわれている。

次に家系による分類を⁽¹⁾こころみてみよう。

	国王派	長老派	独立派	不明	計
貴族の子	23	14	4	0	41
準男爵の子	6~18	4~13	3~8	1	14~40
ジェントリの子	100~88	101~92	34~29	8	243~217
法律家の子	4	8	2	0	14
廷臣・官吏の子	5	6	2	0	13
商工業者の子	1	7	0	0	8
計	139	140	45	9	333

この表をみてまず第一に目につくことは、議会派のなかにも、意外に貴族の子が多い、ということであろう。国王派にぞくしているのは、Fauconberg 男(2人)、Cork 伯、Falkland 子、Newcastle 伯、Northampton 伯、Bristol 伯(2人)、Westmorland 伯、Herbert 男、Pembroke 伯、Berkshire 伯(2人)、Suffolk 伯、Ranelagh 子、Musgrave 子、Camden 子、Poulett 男、Warwick 伯、Bedford 伯(2人)、Dorset 伯、Chesterfield 伯のそれぞれ子であり、長老派

(1) 家系別分類はここでも困難である。とくに父が準男爵であつたかどうかは明記されない場合が多いので、確実なもののみをとると計14名となり、不確実なものをあわせると計40名となる。キーラーは29名としているので、この中間あたりが正しいのでろう。これらの不確実なもの、キーラーが不明としている4名は、ジェントリの中にくくめることとした。

にぞくしているのは、Salisbury 伯(2人)、Essex 伯、Say and Sele 子(2人)、Fitzwilliam 男、Kent 伯、Clare 伯、Montagu 男、Manchester 伯、North 男、Kingston 伯、St. John 男、Wenman 子のそれぞれ子であり、独立派にぞくしているのは、Stamford 伯、Pembroke 伯、Leicester 伯、Portland 伯のそれぞれ子である。これらの貴族たち自身の政治的立場は、だいたいその子のそれと一致しているから、⁽²⁾ここでの問題はやはり、議会派にぞくしている貴族の性格にあるといわなければならない。その1人1人について検討することは、私には不可能であるが、たとえばトーニーが、その「ジェントリの勃興」のなかで、新しい時代の動きに対応していった進歩的な貴族の例としてあげている数名のうちに、この議会派貴族をみいだすことができることだけを、指摘しておきたい。⁽³⁾

法律家および廷臣・官吏の子については、国王派と議会派とに、とくにこれらを区別するような特徴を見出すことはできない。商工業者の子については、国王派にぞくしている1名は、長老派議員のロンドン商人 Arthur Ingram の

(2) 貴族のなかには、日和見的に党派を変えたものも少くないので、はつきりと政治的立場を規定しえない場合もあるが、1643年末現在で、これらの貴族を分類すると次のようになる。

国王派——Fauconberg 子、Newcastle 伯、Northampton 伯、Bristol 伯、Berkshire 伯、Herbert 男、Poulett 男、Dorset 伯、Kingston 伯、Portland 伯、

議会派——Salisbury 伯、Essex 伯、Say and Sele 子、Kent 伯、Manchester 伯、Stamford 伯、Pembroke 伯、Warwick 伯、Musgrave 子 (cf. W. D. Macray ed. Clarendon's History of the Rebellion and Civil War in England, 1888, vol. III, pp. 287—288.)

(3) cf. R. H. Tawney : The Rise of the Gentry, 1558—1640 (in E. M. Carus-Wilson ed : Essays in Economic History, 1954) p. 186. トーニーがここであげている進歩的貴族の1人である Bedford 伯、(Russell 家)の子は、ペニントンの分類では国王派であるが、1643年末に議会へ戻り、44年にはその所領差押えを解除された。またトーニーは古いタイプの貴族の代表的な例として、国王派の Newcastle 伯とともに、議会派の Pembroke 伯をあげているが、Pembroke 伯が最後まで革命陣営にとどまったのは、どういう理由によるのであろうか。クラレンドンは宮廷内の対立が Pembroke 伯を議会側へ追いやつたとみているし (W. D. Macray: Clarendon's History, vol. II, pp. 539—541)、ジョーンズは、Northumberland, Bedford, Essex, Pembroke らの大貴族が議会側へついたのは、封建的な反国王叛乱の伝統によるものとみているが (I. D. Jones : The English Revolution 1603—1714, (1931) p. 70) しかし、一般的には、トーニーのように貴族のブルジョア化を考えるべきであろう。

子 Thomas であつて、父 Arthur は長老派として分類されてはいるが、⁽⁴⁾ 国王派のクライスプとならび称せられる大独占業者であつた。長老派にぞくしている7名は、全部ロンドンのリヴァリ・カムパニの大商人の子であつて、大商人がジェントリ化するいくつかの興味ふかい例をしめしている。

ところでジェントリの家系を問題とする場合に、単にその父の職業をしらべてみるだけでは不十分であることはいうまでもない。トニーがいつているように「(ジェントリの) 歴史の決定的な時期が内乱に先だつ二世代」⁽⁵⁾ であるとするなら、そしてそこにイギリス市民革命の担い手である近代地主層が形成されてきたとするなら、ジェントリの家系の分析はもう少しさかのぼつて、少くとも16世紀初めにまでいたる必要があるであろう。そして国王派と議会派のジェントリの間、地主層としての新旧の差があるかどうかを明らかにされなければならない。

しかしそうはいつても、ジェントリの家系をすべて明らかにすることは、現在のところ不可能である。この分析をなしとげるためには、何よりも地方史研究がさらに一そうすすめられなければならないし、たしかにペニントンがいつているように、⁽⁶⁾ Victoria County History の完成と Dictionary of National Biography の全面的な書き直しが必要であろう。とにかく、現在の研究の状態においては、何らかの大量的な観察や統計的な処理は不可能であるといわざるをえない。ペニントンもこの点にはきわめてひかえ目であるが、しかし一般的には、多くの議員が17世紀にはいつてから土地を獲得した「新しい家族」の出身であり、宗教改革以後に地主階級として勢力をもつにいたつたものまで「新しい地主」にふくめるとすれば、大多数の議員が新しい地主階級の出身ということになるであろう、といい、地主階級としての新旧は政治的立場とは無関係だ、と主張している。⁽⁷⁾ 一例としてペニントンが南西部地方選出の

(4) アーサーは1642年9月に死んでいるから、げんみつに言えば、国王派か議会派かは不明である。

(5) R. H. Tawney : op. cit., p. 174. なおスクワイア層の成立については、最近の好著 E. Wingfield-Stratford : The Squire and his Relations (1956) B. I をみよ。

(6) cf. D. H. Pennington : op. cit., p. 198.

(7) ibid., pp. 3—4.

議員についてあげている数字は次のとおりである。⁽⁸⁾

	国王派	議会派
修道院解散以前から同じ身分をもっていたもの	20名	11名
16—17世紀にいちじるしく土地をふやしたもの	19名	18名
16—17世紀に地主としての地位をえたもの	14名	22名

前号でふれたように、マニングは、このペニントンの表によつてみても議会派に「新地主」が多いではないか、という批判を提起しているのであるが、この点についてはもう少し慎重さを必要とするようである。ペニントンはこの家系という問題について、結論的にこう書いている。「内乱が『封建的貴族』と『ブルジョアジー』との闘争であるということをしめすためには、1642年の国王派と中世の支配的階級であつた人々との間に、系譜の連続性ではないにしても、少くとも伝統や生活様式の連続性を証明する必要がある。家系についてのわれわれの研究がしめすかぎりにおいては、中世の地主の家系は、しばしば考えられるほど一般的には存続していないことがしめされる。大ていの国王派も大ていの議会派も、バラ戦争以前にまでさかのぼつて家系を推定することはできないし、まして所領をさかのぼらせることはできない。チューダー時代のコピー・ホルダーや裁判官の曾孫が、ある場合には進歩的ブルジョアジーとなり、ある場合には封建的貴族となつたのは、何故であろうか⁽¹⁰⁾」。このペニントンの結論は、キーラーの研究をあわせ用いることによつても、一そう確認されるであろう。ごく大ざつばなものであるが、家系を推測しうるかぎり、分類をこころみてみると、次のようになる。

	国王派	長老派	独立派	計
11世紀以来	3	2	0 (1)	5 (1)
12世紀以来	0	1	1	2
13世紀以来	2 (1)	4	0	6 (1)
14世紀以来	6 (4)	5 (3)	2 (2)	13 (9)

(8) *ibid.*, p. 137.

(9) 前号49ページ参照。この点にだけはペニントンは答えなかつた。

(10) D. H. Pennington : *op. cit.*, p. 178.

15世紀以来	8 (2)	11	2 (3)	21 (5)
計	19 (7)	23 (3)	5 (6)	46 (16)

この表でかつこをふした数字は、ジェントリ以外の議員の家系をあらわすものであるが、この表によると、むしろ長老派に旧家が多く、独立派にもつとも少ないことがしめされる。しかしいずれにしても、旧家は全体の15パーセント弱であつて、これ以外のものがすべて16世紀以降の新興ジェントリであると断言はできないけれども、ペニントンがいつているように、大ていの議員がバラ戦争以後の地主であるという結論は、ほぼ承認しうるであろう。修道院の解散によつて土地を獲得または増大したことが、キーラーによつて明記されている議員の数も、国王派が5名、長老派が3名、独立派が6名であつて、やはり独立派、国王派、長老派という順序になつている。

これらの数字はもちろんきわめて不完全なものであろうけれども、少なくとも下院の議員にかんするかぎり、そのジェントリとしての家系は、だいたい16世紀以後のものであるといつてよいであろう。いわゆる「新興ジェントリ」は、議会派のなかだけでなく、国王派のなかにも見出されるのである。⁽¹¹⁾しかしジェントリ層の家系が比較的新しいものであるということは、必ずしも彼らがすべて「封建的」でなかつた、あるいは「ブルジョア的」であつた、ということの意味しないであろう。この点については、ペニントンやトーニーが、あるいは一般にヨーロッパの史家たちが、「封建的」という言葉をきわめて狭義に用い、逆に「ブルジョア的」という言葉をきわめて広義に用いていることが、注意されなければならない。フランスにおける「ブルジョア的土地所有」が、決して近代的地主制を意味しなかつたということは、すでにわれわれの常識であるが、イギリスにおける「新興ジェントリ」のなかにも、単純にブルジョア地主のみを見出そうとするのは、誤りではなからうか。とにかく、バラ戦争の時期、つまり絶対主義成立期、に形成されてくるジェントリ層のなかに、革命における二つの陣営にぞくするものが、ともにふくまれていた、ということは、確認してお

(11) 一例として C. Thomas-Stanford : *Sussex in the Great Civil War, 1642—1660* (1910) p. 4, p. 15 にあげられている Thomas May, William Morley, Thomas Boyer の場合を参照。これらはいずれも国王派議員であるが、商工業あるいは弁護士としてえた資産を、16世紀には土地に投資した「新しいジェントリ階級であつた」といわれる。

く必要がある。

次に議員の資産状態をみてみよう。トマス・ウイルスンによると、ロンドンおよびその周辺諸州ではジェントルマンの年収は650ポンド～1000ポンド、辺境地方では300ポンド～400ポンドであるといわれているが、⁽¹²⁾キラーは年収1500ポンド以上を非常に富裕なもの、年収1000～1500ポンドを富裕なもの、年収500～1000ポンドを中位のもの、というように三つに分類し、第1と第2の部類に入るものをそれぞれ少くとも55名ぐらいずつと推定し、不確実なものを加えると両者を合して263名に達するであろうといひ、第3の部類に入るものを132名、年収500ポンド以下のものを44名とみ、残り108名についてはその⁽¹³⁾年収を推定しえない、としている。そしてキラーは、議会派のなかにも富裕な人々がふくまれていたのだから、この内乱は階級闘争ではない、というトレヴェリアンの見解に⁽¹⁴⁾賛意を表するのであるが、階級闘争という言葉がこのような意味においてしか理解していないドレヴェリアンらの単純さはとにかくとして、この収入という面でも国王派と議会派とにいちじるしい差はみられない、ということはやはり承認されなければならないであろう。もつとも議員の収入を推定するということは、史料が制約されているためにきわめて困難であり、国王派の議員でのちにその所領を差押えられ、示談金 (composition fine) を支払つたものについては、示談委員会記録 (Calender of the Proceedings of the Committee for Compounding, 1643—60, 5 vols, 1869—1892) によつてその年収を明らかにしうるはずであるが、これもクロツツとデーヴィスによつてその⁽¹⁵⁾研究の必要が強調されただけで、まだ未開拓の分野となつており、議会派については史料は一そう不足しているし、さらに、周知のように、17世紀初めの地

(12) cf. R. H. Tawney : op. cit., p. 176.

(13) M. F. Keeler : op. cit., pp. 26—27.

(14) cf. G. M. Trevelyan : England under the Stuarts (1949) p. 162, do : English Social History (1943) p. 233.

(15) cf. E. L. Klotz & G. Davies : The Wealth of Royalist Peers and Baronets during the Puritan Revolution (English Historical Review, vol. LVIII, no. 230, 1943) p. 217. この論文によると史料が十分にあるのは119名の貴族のうち41名、178名の準男爵のうち93名で、これらの貴族の平均をとると貴族が30,290ポンド (年収に換算すると2,019ポンド)、準男爵は11,114ポンド (年収に換算すると741ポンド) の資産をもつていたという。

主層にはその土地を抵当にいれているものが多く、逆に土地からの収入以外の収入をえているものもかなり多いので、収入を正確にとらえることは、ほとんど不可能であるといわなければならない。

しかし、キーラーがあげている数字のみによつても、若干の注目すべき事実をみとめることができないわけではない。その一つは、土地を抵当にいれたり借金をしているものが、国王派に多い、ということである。クロツツとデーヴィスの研究では、負債をもっているものは41名の貴族のうち9名、93名の準男爵のうち28名とされているが、⁽¹⁶⁾キーラーの研究のなかで負債をもっていることが明記されているものをひろいあげると、国王派に25名（ジェントリ以外をふくめると43名）、長老派に3名（ジェントリ以外をふくめて4名）、独立派に3名（ジェントリ以外をふくめて4名）となる。国王派に負債が多いのは、革命中に負債をおつた場合や、あるいは示談申請にあたつて債務が多いことを強調した場合が、ふくまれている、という事情もあるであろうけれども、こういう事情を考慮してもなお国王派に負債が多いということは結論しうるように思われる。それが国王派議員の、地主としての後進性にもとづくものかどうかは、ここで断定のかぎりではないが、一応の推測としては可能であろう。

第二に注目される点は、国王派と議会派とを問わず、東南部地方のジェントリにくらべて西北部地方のジェントリの年収が一般に少ない、ということである。両地方のジェントリの年収の平均値のようなものをだすことは無理であり、またそれをだしてみてもまったく不正確なものとならざるをえないであろうが、上に引用したウイルスンの数字は大体あてはまるようである。この両地方の差が、土地所有規模の差によるのか、単位面積あたりの収入額の差によるのかは、明らかではないが、いずれにしろ、このような地方差を考慮にいれずに、両派の議員の収入を比較することは危険であろう。つまり、たとえば同じ年収500ポンドのジェントリといつても、東南部と西北部とではその社会的性格は異なるはずである。しかし、これ以上の分析は所領経営の方法がとらえられないかぎり、断念せざるをえない。

(16) *ibid.*, p. 218.

Ⅵ 革命政府のメンバーとの比較

長期議会がいかに革命的な役割をはたしたといえ、それが絶対主義下の議会として出発したかぎり、その構成はあくまで特権的身分的なものであつた。そのかぎり、マニングがいつているように、議員の分析は支配階級内部の対立を説明しうるとしても、革命そのものを説明することはできないであろう。革命の中心勢力は、「議会の外部からおこつたものであり、議会をまったく排除し、革命の中心勢力のなかに立憲集会が構成されたときに、革命はクライマックス⁽¹⁾に達した。数百人の議員が内乱を生みだしたのではない」。

したがつて、革命の階級構成を明らかにするためには、単に議員を分析するだけでなく、長期議会の議員全体を議員以外の勢力と比較することが必要であろう。比較の対象としては、ニュー・モデル・アーミーの構成員や、レヴェラーズ、あるいは1653年の指名議会、あるいは1654年と56年のプロテクトレート下の議会の議員⁽³⁾、などが考えられるが、研究史の現状では、これらの分析はな

(1) B. Manning : The Long Parliament and the English Revolution ("Past and Present", no. 5, 1954) p. 75.

(2) この軍隊の士官には、靴屋の Hewson や馬子の Pride もふくまれていたが、その大部分はジェントリであつた。最初の戦闘に参加した37名の士官のうち、21名が平民の良家(ジェントリ)の出身であり、9名が貴族の出身であり、わずか7名だけがジェントルマンの出身でなかつた。cf. S. R. Gardiner : History of the Great Civil War, 1642—1649 (1901) vol. II, p. 196. しかし、この軍隊の構成についてもつとたちいつた分析が必要であろう。

(3) 人民協定や統治章典は、周知のように、選挙区の改正を要求している。いまこれを長期議会の定員と比較すると、次のような表がえられる。

北 部	長期議会	人民協定	統治章典
Northumberland	8 (6)	6 (3)	5 (2)
Cumberland	6 (4)	3 (0)	3 (1)
Westmorland	4 (2)	2 (0)	2 (0)
Yorkshire	30 (28)	20 (5)	22 (8)
Lancashire	14 (12)	7 (1)	8 (4)
Durham	0	4 (1)	3 (1)
計	62 (52)	42 (10)	43 (16)
東 部			
Lincolnshire	12 (10)	13 (2)	16 (6)
Norfolk	12 (10)	14 (5)	16 (6)
Cambridgeshire	6 (4)	8 (4)	8 (4)
Huntingdonshire	4 (2)	3 (0)	4 (1)

お不可能である。そこでここでは革命政府の中核であつた国务会 (Council of state) のメンバーを、比較の対象としてみたい。

* Suffolk	16 (14)	13 (3)	16 (6)
Hertfordshire	6 (4)	6 (0)	7 (2)
Essex	8 (6)	13 (2)	16 (3)
計	64 (50)	70 (16)	83 (28)
中部			
Nottinghamshire	6 (4)	5 (1)	6 (2)
Derbyshire	4 (2)	6 (1)	5 (1)
Staffordshire	10 (8)	6 (0)	6 (3)
Leicestershire	4 (2)	6 (1)	6 (2)
Rutlandshire	2 (0)	1 (0)	2 (0)
Warwickshire	6 (4)	7 (2)	7 (3)
Northamptonshire	9 (7)	6 (1)	8 (2)
Bedfordshire	4 (2)	4 (0)	6 (1)
Buckinghamshire	14 (12)	6 (0)	8 (3)
Oxfordshire	9 (7)	8 (4)	8 (3)
Berkshire	9 (7)	6 (1)	7 (2)
計	77 (55)	61 (11)	69 (22)
西部			
Cheshire	4 (2)	7 (2)	5 (1)
Shropshire	12 (10)	7 (1)	8 (4)
Worcestershire	9 (7)	6 (2)	7 (2)
Herefordshire	8 (6)	5 (1)	6 (2)
Monmouthshire	3 (1)	4 (0)	3 (0)
Wales	24 (12)	31 (0)	25 (0)
計	60 (38)	60 (6)	54 (9)
南東部			
Middlesex	8 (6)	14 (10)	12 (8)
Surrey	14 (12)	7 (2)	10 (4)
Kent	10 (8)	13 (3)	16 (5)
Sussex	20 (18)	9 (1)	13 (4)
Hampshire	26 (24)	10 (2)	14 (6)
Cinque Ports	16 (16)	3 (3)	3 (3)
計	94 (84)	56 (21)	68 (30)
南西部			
Gloucestershire	10 (8)	9 (2)	9 (4)
Wiltshire	34 (32)	8 (1)	14 (4)
Somersetshire	16 (14)	12 (4)	18 (7)
Dorsetshire	20 (18)	8 (1)	10 (4)
Devonshire	26 (24)	17 (5)	20 (9)
Cornwall	44 (42)	8 (0)	12 (4)
計	150 (138)	62 (13)	83 (32)
総計	507 (417)	351 (77)	400 (137)

この他に統治章典ではスコットランドとアイアランドへ30名づつの議員を割りあてて*

国務会は1649年2月15日に41名のメンバーをもつて成立し、共和制の期間中に、50年2月、51年2月、51年11月、52年11月、53年4月、53年7月、53年11月に、それぞれ改選された。この最後の選挙によるものを除いて、7回の国務会のメンバーは、ゴッドウインの「イギリス共和制史」のなかにあげられている。⁽⁴⁾ それによると、国務会の定数は、おのおの、41名、42名、41名、41名、41名、13名、31名であるが、留任や再任が多いので、この7回の国務会に席をおいたものは計100名である。このうち、ペニントンのいわゆる“original members”⁽⁵⁾ にふくまれているもの37名、補欠議員38名、その他25名で、キーラーやペニントンやDNBによつて、一応分析の史料がえられるものは、計80名ある。これらのメンバーの交替のうちに、革命政府の動きを分析することも、それ自体興味あるテーマであるが、⁽⁶⁾ ここではその点にはたちいらないで、この80名を一括して分析し、これを長期議会の議員と比較してみよう。

まずこれら80名の出身地を地方別に分類してみると、次の通りである。

北	部	12名	東	部	14名		
中	部	15名	西	部	6名		
南	東	部	15名	南	西	部	13名
不	明	5名					

* おり、人民協定は最高定員数を400名と定めて、将来の変更を認めているが、三つを比較してみると次の点が注目される。

- (イ) 人民協定と統治章典では南西部・北部・南東部の定員が減らされ、東部のそれが増えている。
- (ロ) 都市の定員(かつこ内)がいちじるしく減り、農村のそれが増えている。
- (ハ) この表にはあらわれていないが、新たに定員を与えられた都市は、マンチェスタ、リーズ、ハリファックスの三つであり、定員が増えているのはロンドンのみである。
- (ニ) 人民協定と統治章典とでは、多少の差はあるが、基本的な傾向は同じである。人民協定と統治章典の議席配分については、S. R. Gardiner: *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625—1660* (1906) pp. 360—363, pp. 407—408 による。

(4) W. Godwin: *History of the Commonwealth of England*, 4 vols (1927), vol. III, pp. 15, 178, 234, 292, 428—429, 514, 538.

(5) このほかに A. A. Cooper があるが、これは1640年の選挙に異議申立てがあり、1660年1月にいたるまで長期議会の議員としては認められなかつた (cf. D. H. Pennington: *op. cit.*, p. 22)

(6) 簡単にその点にふれているのは、W. C. Abbott: *Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4 vols. (1929) vol. II, pp. 14—15, 220—221, 394, 500—501, 593—594, 636,

これを二大地方別にすると、北西部地方が31名で南東部地方が44名となり、南東部の方が多けれども、それほどいちじるしい差ではない。しかもつと詳しくみると、北西部出身に多いのは補欠議員および議員以外のもの(30名のうち23名)であり、南東部出身に多いのは「最初の議員」(45名のうち26名)であることが分る。このことには次のような説明がゆるされるのではなからうか。すなわち、長期議会の議員が最初に選出されたときには、そのなお特権的な性格から、いずれの地方からも社会の上層部の人々が選びだされ、その場合には南東部と北西部という地方差が反映されてくるが、しかし革命がある程度進行してゆくとそのような上層部はふるいおとされ、北西部からも革命陣営の人々があらわれてくる。つまり南東部と北西部という地方差は、社会の上層部に反映されるのみであつて、基本的にはやはりそれぞれの地方における階級的な対立が、より大きな重要性をもつのではなからうか。

そこで次にこれらの人々の社会的な性格をみてみよう。まずその職業を分類してみる。

法	律	家	10名	
商	工	業	者	8名
廷		臣	3名	
官		吏	3名	
貴		族	5名	
ジェントリ		その他	51名	

この職業別分類は、長期議会の議員のそれとほぼひとしい比率をしめしているといえよう。しかしややほりさげてみると、次のような点を指摘しうるであらう。

まず第一に、法律家10名のうち7名までが長期議会の議員であり、1名が補欠議員である、ということ、第二に商工業者8名のうちロンドンの大商人は2名にすぎず、他はDorchesterの毛織物商(D. Bond)、Midhurstの醸造業者(W. Cawley)、ロンドンの雑貨商の徒弟(R. Salway)、ブドー酒商の徒弟(R. Wilson)、Bridgwaterの商人(R. Blake)、Westminsterの靴屋(J. Hewson)、である、ということ、第三に廷臣・官吏6名のうち、4名までが「最初の議員」で、そのうちには「山師」H. Mildmayや、独占業者のC. Holland, J. Trevor

がふくまれていること⁽⁷⁾、第四に貴族5名は、第4代と第5代の Pembroke 伯、第2代 Mulgrave 伯、第2代 Manchester 伯、Howard 男、であること⁽⁸⁾、最後にジュントリについては、やはりその性格を明らかにすることは困難であるが、大ざつぱにいつてその年収は長期議会の議員にくらべて、かなり少ないように思われること、さらに「その他」のうちにはジュントリ身分以下のもの若干名がふくまれていること⁽⁹⁾、などを指摘しうるであろう。

次に家系別に分類してみよう。まず父の職業をみると、

貴族	7名	商工業者	7名
法律家	2名	官吏	2名
僧侶	1名	ヨーマン	2~4名

で、これ以外(57~59名)はジュントリであると考えられる。次に家系についてみると、いわゆる名門旧家の出身が少くとも8名は数えうるが、しかしこの場合にも「新興のジュントリ」が大部分をしめているであろうことは、容易に推測される。つまりここではジュントリ出身者が長期議会の議員にくらべてやや多く、また商工業者といわれるもののなかに低い身分のものがふくまれていること、逆に法律家と官吏の子が少なく、かつそれも議員であつたものが大部分であることが、注目されよう。

Ⅶ ま と め

キーラーとペニントンの史料に主としてよりながら、キーラーとペニントンの結論を批判しようという本稿の企てが、どこまで成功しているかは、読者の

(7) 前号65—66ページ参照。なお「廷臣」のうちには、補欠議員でリパブリカンである J. Harrington もふくまれている。

(8) このほかに、王政復古後貴族となつたもの2名(第3代レスター伯、初代カーライル伯)があり、またここであつかわれている80名以外で国務会のメンバーとなつた貴族が4名(Denbigh 伯, Grey of Groby 卿, Grey of Werke 卿, Salisbury 伯)ある。

(9) たとえば、ヨークシャで囲込み反対一揆に参加した J. Bourcier, 沼地干拓反対一揆の先頭にたつた O. Cromwell, 年収60~70ポンドといわれる J. Desborough, 年収20ポンド程度のフリーホルダー P. Jones, あるいは肉屋の子 T. Harrison, 醸造業者またはヨーマンの子といわれる T. Scot など。これらのうち Cromwell と Bourcier は中小ジュントリにぞくするであろうが、ほかは明らかにジュントリ身分には加えられない。

判断にゆだねられなければならないが、きわめて不十分ではあるけれども上述の分析から一応の結論として、次の諸点が提起されるであろう。

- (1) 長期議会ではげしい攻撃のまとなつた独占事業に参加していたのは、本来の商人ではなく、⁽¹⁾ 廷臣や官吏が主であつた。商人はむしろ議会派にぞくする。
- (2) 国王派にも商人はいるが、北西部出身がほとんどすべてであり、産業に係しているものは議会派、とくに独立派、に多い。ただしシェントリで鉱山や漁業などに投資しているものは、国王派にも若干名みられる。
- (3) 法律家については、国王派と議会派とを分つ特徴は見出し難いが、しかし議会外の革命勢力のなかでは、法律家はほとんどみられない。ただし議員の法律家で最後まで革命陣営にとどまつたものはかなり多い。
- (4) 軍人、僧侶、廷臣、医師、官吏をひとまとめにしてみると、国王派が圧倒的に多く、官吏には議会派が割合に多いが、そのうちには地方に職をもつものがふくまれている。しかしこれらのグループのなかには、日和見的または山師的に、独立派に加わつていつたものもある。
- (5) シェントリの大部分は絶対主義成立期以後に地主化したもので、したがつて国王派にも議会派にも、ある程度のブルジョア化を推測しうるであろう。ここにおそらく、1641年末まで長期議会がほとんど一致して国王に抵抗したことの、根拠があるのではなからうか。
- (6) 地域別には、全体として国王派が北西部に多いが、この傾向はとくにシェントリと商工業者の場合につよく、そのほかの場合には弱い。このことから、北西部と南東部との経済発展の度合の差を推測することは、一応可能であるが、しかし統治章典や人民協定における議席配分から推測すると、とくに東部に革命の主力があつたこと、南部はかならずしも一貫して革命的でないこと、西部からも革命的な勢力があらわれること、などがうかがわれるであろう。
- (7) シェントリの議員のなかで、国王派と議会派の差をもとめることは、とくに所領経営の方法が明らかにされないかぎり、不可能であるが、しかし議会外

(1) 前号65ページで、独占業者で商人であつたものは、わずか4名であつた、とのべたが、このうちクライスは、キーラーの分類では官吏となつている。そこにあげた21名を、キーラーにしたがつて職業別に分類すると、シェントリ5名、官吏7名、廷臣3名、商人3名、法律家、軍人、代理人おのおの1名である。

勢力との比較を考慮すると中小シェントリが革命の中心勢力であつたということは、推定しうる。しかし同時に、革命政府のなかにも10名近い貴族を数えることは、貴族および大地主のブルジョア化の進展をしめすとともに、農民勢力ともいふべきものが革命政府にほとんど加わっていないこととあわせて、イギリス革命の限界をしめしているといえよう。

以上の諸点は、わが国における最近のイギリス農業史研究の成果⁽²⁾が教えるところによつても、また支持されるであろう。ペニントンの研究は、イギリス革命を階級対立においてとらえることを少しもさまたげるものではなく、と同時に、イギリス革命の妥協性という問題を、するどく提起しているといわなければならない。

2) とくに、椎名重明：イギリス市民革命以前における農業問題（『社会経済史学』21巻5・6合併号，22巻1号 1956年5月），吉岡昭彦：17世紀イギリスの「耕作地主」について（『社会科学研究』7巻6号，1956年8月），竹内幹敏：ピューリタン革命の農業＝土地問題（山田盛太郎編『変革期における地代範疇』1956年所収）。